

令和4年度新型コロナウイルスワクチン個別接種促進交付金交付要綱

(交付の目的)

第1 新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種（以下「ワクチン接種」という。）について、希望する県民へのワクチン接種を終えることができるよう、診療所における接種回数を底上げし、接種施設を増加させ、病院における接種体制を強化するため、令和4年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱（令和4年4月1日付け医政発0401第23号・健発0401第3号・薬生発0401第23号。以下「実施要綱」という。）に規定する第2に掲げる事業を実施し、ワクチン接種に協力する医療機関（病院及び診療所をいう。以下同じ。）に対し予算の範囲内で、令和4年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）交付要綱（令和4年4月1日厚生労働省発医政0401第10号・厚生労働省発健0401第3号・厚生労働省発薬生0401第28号。以下「交付要綱」という。）及びこの要綱により交付金を交付する。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 接種回数底上げ事業 診療所において週当たり100回以上又は週当たり150回以上の接種を令和4年4月1日から同年6月4日までの間、同月5日から同年8月6日までの間、同月7日から同年10月1日の間、同月2日から同年12月3日までの間、同月4日から令和5年2月4日までの間、同月5日から同年3月31日までの間に4週間以上行う事業をいう。

なお、令和4年10月以降に実施する事業については、対象とするそれぞれの1週間のうち少なくとも1日は、時間外、夜間または休日に接種体制を用意していること。（自治体の集団接種会場等への医療従事者派遣を行っている場合を含む。）

(2) 接種施設数増加協力事業 医療機関が1日当たり50回以上の接種を、前号に規定するそれぞれの期間に行う事業をいう。

なお、令和4年10月以降に実施する事業については、対象とするその日において、時間外、夜間又は休日に接種体制を用意していること。（自治体の集団接種会場等への医療従事者派遣を行っている場合を含む。）

また、医療機関のうち病院にあっては適用する期間を同年11月30日までとする。

(交付金の額)

第3 第1に規定する交付金の額は、別表第1のとおりとする。

(決定の取消)

第4 知事は、交付金申請者が次の各号のいずれかに該当する場合には、交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

(1) 別表第1に掲げる交付金対象事業に規定する要件を満たしていない事実が判明したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により交付金の交付を受けたとき。

2 前項の規定は、交付金の交付があった後においても適用があるものとする。

(交付金の返還)

第5 交付金申請者は、第4の規定により交付金の交付の決定を取り消された場合において、取消しに係る部分に関し、すでに交付金が交付されているときは、知事の命ずるところにより交付金を返還しなければならない。

(立入検査等)

第6 知事は、予算の執行の適正を期するため、交付金事業者に対して必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(書類の整備等)

第7 交付金事業者は、交付金事業に係る交付金の対象となる事実を明らかにした書類を整備し、当該交付金事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しておくなければならない。

(提出書類及び提出期日)

第8 この要綱により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表第2のとおりとする。

(補則)

第9 この要綱に定めるもののほか、事業実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年6月2日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則 (令和4年7月25日医政第702号)

- 1 この要綱は、令和4年7月25日から施行し、同年4月1日から適用する。
- 2 この要綱の施行前の際現にある改正前の様式については、当分の間、使用することができる。

附 則 (令和4年10月6日医政第1237号)

- 1 この要綱は、令和4年10月6日から施行し、同年10月1日から適用する。
- 2 この要綱の施行日前に申請した交付金については、なお従前の例による。

別表第1（第3関係）

区分	交付金対象事業	令和4年10月以降の追加要件	交付基準額	交付額
接種回数底上げ事業	診療所が、1週当たり100回以上又は150回以上の接種を、4週間以上行った場合における接種回数	それぞれの1週間のうち、少なくとも1日は、時間外、夜間または休日に接種体制を用意していること。（自治体の集団接種会場等への医療従事者派遣を行っている場合を含む。）	次の各号に掲げる回数の区分ごとに、当該各号により算出した額の合計額 (1) 1週当たり100回以上 回数×2,000円 (2) 1週当たり150回以上 回数×3,000円	定額（交付基準額をいう。）を交付額とする。
接種施設数増加協力事業	医療機関が1日当たり50回以上の接種を行った場合の日数（ただし、接種回数底上げ事業の適用を受ける週に属する日を除く。）	時間外、夜間または休日に接種体制を用意していること。 （自治体の集団接種会場等への医療従事者派遣を行っている場合を含む。） 病院の対象期間は11月30日までとする。	1日当たり100千円	定額（交付基準額をいう。）を交付額とする。

別表第2（第8関係）

項目	提出書類及び添付書類	様式	提出部数	提出期日
交付の申請に係る書類	令和4年度新型コロナウイルスワクチン個別接種促進交付金交付申請書 1 実績明細書 2 その他知事が必要と認めるもの	第1-(1)号	1部	別に定める日
		第2号	1部	
交付の請求に係る書類	令和4年度新型コロナウイルスワクチン個別接種促進交付金請求書 1 請求明細書 2 その他知事が必要と認めるもの	第1-(2)号	1部	別に定める日
		第3号	1部	